

公共下水道施設築造工事等承認及び使用行為許可申請に関する 審査基準

第1章 総則

第1条 この基準は、下水道法第16条に基づく公共下水道築造工事等承認申請(以下「承認申請」という。)及び同法第24条に基づく公共下水道使用行為許可申請(以下「許可申請」という。)の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 申請

第2条 下水道法第16条に基づく承認又は同法第24条に基づく許可を受けようとする者は、審査基準細則に定める必要な図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 申請書は千葉市下水道条例施行規則(以下「施行規則」という。)で定める様式を使用し、正本及び副本各1部を作成しなければならない。提出先は建設局下水道管理部下水道維持課とし、口頭、郵送又は電子メールによることはできない。

第3条 申請者は土地所有者を原則とする。ただし、土地所有者から使用承諾を得ている場合は、土地の使用者からの申請も認めるものとする。

- 2 前項の使用承諾は書面により提出するものとし、また承諾書の記載内容は、土地使用承諾規程で定めるものとする。

第4条 施工場所において、道路(条例指定道路を含む)の掘削又は占用が生じるときは、申請者は道路占用許可申請書類を作成し、提出するものとする。また、行政機関の管理する土地に掘削又は占用が生じるときは、管理者の指定する方法における申請書類を作成し、提出するものとする。

第5条 第2条の承認又は許可については、申請書を受理した翌日から14日以内に行う。ただし、閉庁日は期間の計算から除く。

- 2 承認又は許可をしたときは、施行規則の定めるところに従い、承認書又は許可書を交付する。

第6条 申請を受理できない場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 必要添付図書の不足
 - (2) 申請書の誤記及び記載遺漏
 - (3) 緊急工事以外の道路占用申請ができない期間中
 - (4) 工事の原因となる事由が明らかではないとき
 - (5) 施行内容に千葉市下水道設計指針に即さない計画があるとき
 - (6) 占用にかかる所有者又は管理者との協議が調わないとき
 - (7) 建築若しくは造成にかかる違反又は違法行為があると判断されるとき
- 2 申請に関して調査が必要なとき又は提出書類のみでは審査できない場合には、申請者及び関係者に対して、関係資料の提出又は意見を求めることができる。

第3章 変更・取下げ

- 第7条 承認又は許可を受けた内容を変更する場合は、承認書又は許可書を添付して変更申請を行わなければならない。
- 2 変更申請では、変更箇所を明示して、変更前及び変更後の各図書を添付するものとする。
 - 3 その他変更申請については、第2条から第6条までを準用する。
- 第8条 承認又は許可を受けた工事について、施工することなく中止となった場合は、取下げ届を提出するものとする。また変更申請があった場合は、変更前の承認又は許可は、取下げがあったものとみなす。

第4章 完成届・検査

- 第9条 申請者は、承認又は許可を受けた工事が完了した日の翌日から14日以内に、審査基準細則に定める必要な図書を添付して、市長に完成届を提出しなければならない。ただし、閉庁日は期間の計算から除く。
- 2 完成届は施行規則で定める様式を使用すること。提出先は建設局下水道管理部下水道維持課とし、口頭、郵送又は電子メールによることはできない。
 - 3 第4条による許可を得ている場合は、その管理者の指定する完成図書を作成し、提出しなければならない。
- 第10条 完成届を受理できない又は検査不合格とする場合は、次の各号のとおりとする。
- (1) 必要添付図書の不足
 - (2) 完成届の誤記及び記載遺漏
 - (3) 工事写真で施行内容が判断できないとき
 - (4) 計画と異なる施行内容であり、管理者として容認できない内容があるとき
 - (5) 千葉県下水道設計指針に即さない内容を施行していることが判明したとき
- 第11条 検査を実施した結果、不合格となった場合は、その内容について是正を指示する。施工者は是正指示に従った施工をしたのちに、その完成を届け出なければならない。
- 第12条 施設の帰属は、検査合格の翌日(開発許可を得ている場合については、その完了公告の翌日)とする。ただし、帰属施設に関する移管書類を提出しない場合は、この限りではない。
- 第13条 検査合格となった工事については、施行規則の定めるところに従い、検査済証を交付するものとする。

附則

- 1 この基準は、平成26年4月1日から適用する。

公共下水道施設築造工事等承認及び使用行為許可申請に関する 審査基準細則

1 承認申請書の記載事項

(1) 申請年月日

申請年月日は元号を用いての記載とする。

(2) 申請者住所

申請者住所は県名から記載し、政令市、又は県名と同名の県庁所在地については市名からとする。

(3) 申請者氏名

申請者氏名は、署名、又は記名・押印とする。法人については法人名を記載して、代表者による署名、又は記名・押印とする。

(4) 申請者連絡先電話番号

市外局番からの記載とする。

(5) 申請者連絡先電子メールアドレス

該当するものを有しないときは、未記載でよい。

(6) 申請区分

申請区分は不要な区分を横線抹消する。

(7) 施行場所

施行場所は「千葉市」からの記載とする。住居表示実施地区については住居表示による記載を行い、括弧内に地番を併記すること。

住居表示実施地区において、建築物に対する住居番号が付番されていない場合は、街区番号までの記載とする。

(8) 敷地面積

面積は、申請敷地面積を平方メートルで小数点第2位まで記載する。公簿上(登記上)の地積、又は個別に求積を行った場合は、その面積を記載すること。

(9) 目的

目的は排水管の接続・撤去、柵・点検孔・マンホールの嵩高調整について明記すること。

(10) 施設概要

施設概要は、汚水・雨水の別、新設・撤去の別を明記したうえで、各施設の規格・数量を記載すること。また、排水管については本管、取付管の別を記載して、管種・管径も明記する。

(11) 期間

期間は、実工事予定期間を、元号を用いて年月日まで記載すること。ただし具体的な年月日が未定の場合はこの限りではない。

(12) 施行者

施行者は、工事を実際に行う者を記載することとし、住所、氏名、連絡先(電話番号・FAX番号・電子メールアドレス)、担当者名を明記すること。

(13) その他審査に必要な事項

申請にあたって、各施設管理者又は関係機関との事前協議を調えている場合は、その旨を記載すること。

2 許可申請書の記載事項

(1) 申請年月日

申請年月日は元号を用いての記載とする。

(2) 申請者住所

申請者住所は県名から記載し、政令市、もしくは県名と同名の県庁所在地については市名からとする。

(3) 申請者氏名

申請者氏名は、署名、又は記名・押印とする。法人については法人名を記載して、代表者による署名、又は記名・押印とする。

(4) 申請者連絡先電話番号

市外局番からの記載とする。

(5) 申請者連絡先電子メールアドレス

該当するものを有しないときは、未記載でよい。

(6) 申請区分

申請区分は不要な区分を横線抹消する。

(7) 使用場所

使用場所は「千葉市」からの記載とする。住居表示実施地区については住居表示による記載を行い、括弧内に地番を併記すること。

住居表示実施地区において、当該建築物に対する住居番号が付番されていない場合は、街区番号までの記載とする。

(8) 敷地面積

面積は、申請敷地面積を平方メートルで小数点第2位まで記載する。公簿上(登記上)の地積、又は個別に求積を行った場合は、その面積を記載すること。

(9) 使用面積(接続箇所数、施設概要)

使用面積は、最初に接続箇所数を記載し、括弧内に汚水・雨水の別、新設・撤去の別を明記したうえで、各施設の規格・数量を記載する。また、排水管については本管、取付管の別を記載して、管種・管径も明記すること。

(10) 使用目的

目的は排水管の接続・撤去、柵・点検孔・マンホールの嵩高調整について明記すること。

(11) 施工業者

施工者は、工事を実際に行う者を記載することとし、住所、氏名、連絡先(電話番号・FAX番号・電子メールアドレス)、担当者名を明記すること。

(12) 使用種別

使用種別は、横断・縦断・突出・固着のうち、不要な区分を横線抹消すること。

(13) 使用期間

使用期間は施設が帰属されないものについては、元号を用いて年月日まで明示すること。

(14) 工事期間

工事期間は、実工事予定期間を、元号を用いて年月日まで記載する。ただし具体的な年月日が未定の場合はこの限りではない。

(15) その他審査に必要な事項

申請にあたって、各施設管理者又は関係機関との事前協議を調えている場合は、その旨を記載すること。

3 申請書の添付書類

(1) 位置図

位置図は都市計画図2500分の1を原則とするが、これに準ずる内容の住宅地図も可能とする。申請敷地を朱書きにて場所を明示し、布設、改修又は撤去する下水道施設の位置も明示すること。

(2) 平面図

平面図は縮尺を明示することを原則とするが、施工内容を審査できる場合はこの限りではない。申請敷地を朱書きにて場所を明示し、布設、改修又は撤去する下水道施設の位置も明示すること。汚水管・合流管は赤色、雨水管は青色で表示すること。

また、他の埋設施設がある場合は、その離隔を明記すること。(3)、(4)においても同様とする。

(3) 断面図

断面図は縮尺を明示することを原則とするが、施工内容を審査できる場合はこの限りではない。

(4) 縦断面図

縦断面図は本管を新設する場合、又は既設本管に割り込みマンホール(点検孔)を設置する場合に添付すること。

(5) 構造図

構造図は、縮尺を明示すること。

(6) 下水道施設平面図

下水道施設平面図は発行後1年以内のものとする。また申請書正本には必ず原本を添付すること。申請敷地を朱書きにて場所を明示し、布設、改修又は撤去する下水道施設の位置も明示すること。

(7) 公図の写し

公図の写しとは、法務局で交付された認証のある原本のことを指す。またインターネットでの交付を受けたものについても使用することができる。申請敷地を朱書きにて場所を明示し、布設、改修又は撤去する下水道施設の位置も明示すること。

公図の写しは交付日から3か月以内のものとする。ただし、都市計画法第32条又は宅地開発指導要綱に基づく協議を行っている場合で、協議図書の添付書類と同一であり、かつ申請の内容に変更がないものについてはこの限りではない。

(8) 土地登記事項証明書

土地登記事項証明書は全部事項証明書を原則とするが、土地所有者の確認のみをもって審査可能な場合には、登記事項要約書に代えることができる。証明は交付日から3か月以内のものとする。ただし、都市計画法第32条又は当市宅地開発指導要綱に基づく協議を行っている場合で、協議図書の添付書類と同一であり、かつ申請の内容に変更がないものについてはこの限りではない。

なお、提出にかかる範囲は、申請敷地すべての土地とし、排水用地等も含むものとする。

(9) その他審査に必要とする書類

- ア 都市計画法第32条又は宅地開発指導要綱に基づく協議を行っている場合は、協議済の図面、協議書(協議事項の部分を含む。)、公共施設の管理者等に関する事項の写し。
- イ 申請敷地が市街化調整区域内の場合は、建築行為の合法性を確認するため、開発許可書等の写し。ただし既存建築物等において、許可書等の写しを提出することが困難な場合はこの限りではない。この際は、審査を行うにあたり、可能な限りの資料の提出を求めるものとする。
- ウ 道路の位置の指定を受けて(位置指定道路)建築行為を行う際は、道路位置指定申請書が受理されている旨の書面及び道路指定等申請図の写し。
- エ 審査基準第4条に該当する場合は、その占用申請関係の書類。
- オ 区域外流入の場合は、区域外流入事前打合せ書の写し。

4 完成届の記載事項

(1) 届出年月日

元号を用いての記載とする。

(2) 届出人住所

届出人住所は県名から記載し、政令市、又は県名と同名の県庁所在地については市名からとする。

(3) 氏名

届出人氏名は、署名、又は記名・押印とする。法人については法人名を記載して、代表者による署名、又は記名・押印とする。

(4) 連絡先電話番号

市外局番からの記載とする。

(5) 連絡先電子メールアドレス

該当するものを有しないときは、未記載でよい。

(6) 承認書又は許可書の番号等

承認日又は許可日を、元号を用いて記載し、承認書又は許可書の文書番号を記載する。

(7) 完成年月日

元号を用いての記載とする。

(8) 工事場所

承認書の施行場所、又は許可書の使用場所と同様に記載する。

(9) 工事目的

承認書、又は許可書の目的と同様とする。

(10) 工事概要

承認書の施設概要、又は許可書の使用面積欄と同様に記載する。ただし、数量については出来形の数値を記載すること。

(11) 工事期間

工事の開始年月日及び上記(7)の完成年月日を、元号を用いての記載とする。

(12) 工事施工業者

工事を実際に行った者を記載することとし、施工者の住所、氏名、連絡先(電話番号・FAX番号・電子メールアドレス)、担当者名を明記する。

5 完成届の添付書類

(1) 承認書又は許可書の写し

表面のみではなく、必ず条件事項の記載のある裏面部分も添付すること。また複数葉で交付している場合は、すべてを添付すること。

(2) 位置図

申請時の添付書類と同様とする。

(3) 竣工図

申請時に提出し承認又は許可を受けた計画図面に対して、朱書きで出来形を記載すること。

(4) 下水道施設平面図

申請敷地と出来形の施設を朱書きで明示する。

(5) 施工写真

別表写真管理項目に従って撮影し、施工順序に従って見出し、インデックス等をつけて整理すること。

(6) その他検査のため必要な書類

特に必要と判断した書類がある場合には、別途指示するものとする。

6 施設規程

(1) 公共枡

公共枡は千葉市下水道設計指針で規定するものを使用すること。

ア 塩ビ製 200mm

- (ア) ゴム輪受け口。
- (イ) 汚水枡はインバート枡。
- (ウ) 雨水枡は泥溜めのあるものを使用する。
- (エ) 枡深さは流入側の管底で900mm以上1500mm未満とする。

イ マンホール枡

- (ア) 枡深さが1500mm以上又は取付管径200mm以上となる場合は、マンホールを公共枡として使用する。
- (イ) 原則として1号マンホールを使用する。ただし、1号マンホールを用いることが困難と認められるときは、0号マンホールを使用することができる。

ウ 設置位置

- (ア) 公共枡の設置位置は、道路境界又は官民境界から1m以内とする。道路境界とは、後退用地又は公衆用道路として用いる私道と、申請敷地との境界を指すものとする。
- (イ) 道路と宅地高が1m以上の高低差がある場合は、道路部分に公共枡を設置する。ただし道路管理者との協議が調わないときはこの限りではない。

エ 公共枡の蓋

- (ア) 枡蓋は塩ビ製傾斜蓋又は鋳鉄製防護蓋とし、ともに千葉市マーク及び汚水・雨水の表示がされた蓋を使用すること。
- (イ) 鋳鉄製防護蓋を用いる際の蓋の規格は、車路等で不特定多数の車両の通行が認められる場所においてはT - 25を原則とする。ただし、車両総重量が14t以上の通行が不可の場合はT - 14を用いることができる。また設置位置が宅地内であり、かつ普通乗用車1台程度の駐車場となる場合はT - 8を用いることができる。
- (ウ) 設置位置における土地利用が不確定である場合は、駐車場又は車路として用いられる可能性があることから、原則として鋳鉄製防護蓋を使用すること。
- (エ) 合流式の大口径本管(800以上)への接続の際は、圧力の抜ける枡蓋に代えるものとする。ただし、鋳鉄製防護蓋の場合はこの限りではない。
- (オ) 枡の蓋を化粧蓋、二重蓋にしてはならない。

(2) 取付管

ア 管種・管径

原則としてVU 150mmゴム輪継手を使用する。他の管種・管径を使用する場合は、事前協議をすること。

イ 勾配

取付管の勾配は10%以上とする。勾配の確保が困難な場合は、事前協議をすること。

ウ 標識テープ

取付管には、1mごとに埋設標識テープを巻くこと。テープは幅30mm以上、茶色地のものとし、埋設物の名称、管理者、埋設の年を暦年で明示するものとする。

エ 取付位置

本管への取付位置は、他の取付管の中心又はマンホール・点検孔の壁面から1m以上の離隔をとること。ただし施工が困難な状況と認められる場合はこの限りではない。

平面方向では、本管に対して直角かつ直線的に接続する。縦曲方向では、60度以下の曲管を使用することができる。このとき上流勾配より下流勾配が大きくなるように施工すること。

オ 支管

本管との接続は、90度自在支管を用いるものとする。ワンタッチ支管については地下水位が高い場所での使用を認める。取付管及び本管が同径の場合、同径支管の使用を認める。

支管は接着剤又は接合材を塗布して、かつ番線を巻き圧着すること。番線巻きが不可の場合で、かつ管の厚みがある場合はアンカー止めも可能とする。本管の状況に応じて、モルタルで防護すること。

カ 取付管長

取付管長は8.0m以下とし、8.0mを超える場合は、本管としての延伸を原則とする。

キ 柵との接続

塩ビ製柵との接続には自在曲管を使用し、コンクリート製柵(マンホール柵)との接続には下流用マンホール継手を使用する。

ク マンホールへの接続

取付管は本管接続を原則とするが、やむを得ずマンホールへ接続する場合は、上流用マンホール継手を使用し、接続部はモルタルによる防護を行うこと。また取付管の接続では、内副管の使用は認めない。

(3) 本管

ア 本管最少管径

雨水・合流管については 250mm、汚水管については 200mmを最少管径とする。

イ 本管の起点・中間点に用いるマンホール

原則として1号マンホールを使用する。施工上困難な場合は、0号マンホールを使用することができる。ただし、起点で、今後本管の延伸が見込まれない場合は、レジンコンクリート製小型マンホールを使用することができる。

ウ 本管の流速

分流式汚水管では0.6m/s以上3.0m/s以下とする。合流管及び分流式雨

水管においては 0.8 m/s 以上 3.0 m/s 以下とする。ただし汚水管 200mmについては、実流速 3.0 m/s を超えない範囲で、地表勾配に合わせることができる。

エ マンホール蓋

県道、国道、車道幅員が 5.5 m 以上の市道及び大型バス等の通行がある又は見込まれる道路においては、T - 25を使用すること。これらに該当しない道路においてはT - 14を使用する。車道幅員とは、道路幅員ではなく、外側線内の幅員とし、路肩及び道路側溝については含まない。

オ 転落防止梯子

雨水、合流式又は下流の管底で 2.0 m 以上の深さとなるマンホールの場合は、必ずロック付転落防止梯子を設けること。柵として設置する場合も同様とする。

カ インバート

汚水、雨水、合流式を問わず、インバートを施工すること。

- (ア) インバートの幅は、上下流の管渠を滑らかに結ぶ。
- (イ) インバートの縦断勾配は、上下流の管底を10%以下の勾配ですりつける。
- (ウ) インバートの横勾配は2%程度とする。
- (エ) インバートの高さは下流管径の $1/2$ とする。ただし管径が 1000 mm 以上の場合は 50 cm とする。

キ 足掛金物・蝶番

新設するマンホール内の管口上に足掛金物を設けてはならない。また蝶番は足掛金物と同位置とする。なお、歩道においては民地側に設けることを原則とする。

(4) 制限事項

- ア 下水道施設が布設された土地の所有者及び使用者は、維持管理において支障をきたすような工作物を設けてはならない。
- イ 他の施設管理者の規定に違反又は違法となる施工をしてはならない。
- ウ 使用する材料は、日本工業規格(JIS)または日本下水道協会(JSWAS)で規定されている製品に限るものとする。
- エ その他、この規程に示していないことについては、千葉市下水道設計指針によるものとする。なお、指針が改訂された場合は、指針を優先する。

別表 写真管理項目

工種	撮影項目	頻度
全景	着工前・完成状況 施工箇所及び周辺状況が確認できる（3方向から）	各1回
土工	床付状況、埋戻し・転圧状況 埋戻し厚さ1層20cm以内であることが確認できる 各層ごとに転圧完了状況が確認できる 側溝横断部の埋戻し施工状況が確認できる	本管全スパン 取付管全箇所
本管布設工	管布設状況	全スパン
マンホール設置工	基礎、マンホール設置状況・完成状況 基礎幅・厚さ測定 蓋、インバート、ステップ、内部の状況が確認できる	全箇所
取付管工	管布設状況、支管取付状況 桝据付け状況、管立上げ状況が確認できる 取付管土被りが確認できる（本管、官民境界） コア抜き、接着剤、番線等施工状況が確認できる	全箇所
桝設置工	桝設置状況・完成状況 深さ測定（流入側管底から計測） 蓋市マーク、汚水・雨水表示、チェーンが確認できる	全箇所
撤去工	撤去前・撤去状況	全箇所
復旧工	路盤転圧状況、不陸整正状況、舗装復旧状況 転圧下層路盤1層20cm、上層路盤1層15cm以内 乳剤散布完了状況が確認できる 路盤・舗装厚さ測定	本管全スパン 取付管全箇所

土地使用承諾規程

- 第1条 この規程は、公共下水道築造工事等承認申請（以下「承認申請」という。）及び公共下水道使用行為許可申請（以下「許可申請」という。）の際に、土地所有者（以下「承諾者」という。）が提出する土地使用承諾書（以下「承諾書」という。）の内容を定めるものである。
- 第2条 土地使用について承諾する目的は、公共下水道施設の設置及び維持管理とし、使用期間は公共下水道施設が用途廃止されるまでの期間とする。なお、使用料は無償とする。
- 第3条 承諾書の書式は、附録第1号様式を標準とするが、当規程に即した内容で作成された任意の書式も使用することができる。
- 第4条 承諾書は、承認申請又は許可申請とともに提出される時点から、6か月以内に作成されたものでなければならない。
- 第5条 承諾書の記載事項は、承諾年月日、承諾者の住所、氏名、連絡先電話番号（日中連絡のとれる番号）及び連絡先メールアドレス、承諾する土地についての町名、地番号、地目、面積とし、共有者がいる場合は持分について明記するものとする。
- 第6条 承諾する特約については、次のとおりとする。
- (1) 公共下水道施設の設置工事、維持管理及び公共樹設置のための当該土地の掘削、占用及び立ち入りについて承諾すること。
 - (2) 公共下水道施設の設置及び維持管理上障害となる工作物は設置しないこと。
 - (3) 公共下水道施設が設置されている土地を他人に譲渡する場合は、当該土地を引き続き使用できるよう、(1)及び(2)の条件を全て譲渡人に継承すること。
- 第7条 施設を撤去する場合は、前条第1号の「設置」を「撤去」と読み替えるものとし、第2号及び第3号は条件から外すものとする。
- 第8条 承諾者は署名又は記名したうえで押印するものとし、承諾年月日について、元号又は西暦を用いて記載する。
- 第9条 前条の押印は印鑑登録印を使用するものとし、登録機関が6か月以内に交付した印鑑登録証明を添付しなければならない。ただし、承諾する工事に係る公共下水道施設が、柵・取付管のみの場合は、これを省略し、印鑑登録印以外の押印をすることができる。
- 第10条 承諾者が複数いる場合において、その一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を示すことができないときは、その旨を書面に記載しなければならない。ただし、土地所有者の承諾を得なければ、施設の新設・撤去ができないと判断される場合は、所有権の移転後に、所有者が承諾しなければならない。

土地 使用 承諾 書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

土地所有者

住所

氏名

印

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

私所有の土地について、下記のとおりその使用を承諾します。

土地の表示 末尾記載のとおり

使用目的 公共下水道施設の設置及び維持管理のため

使用期間 公共下水道施設が用途廃止されるまでの期間

使用料 無償

- 特約
- 1 公共下水道施設の設置工事、維持管理及び公共柵設置のための当該土地の掘削、占用及び立ち入りについて承諾します。
 - 2 公共下水道施設の設置及び維持管理上障害となる工作物は設置しません。
 - 3 公共下水道施設が設置されている土地を他人に譲渡する場合は、当該土地を引き続き使用できるよう、この承諾書記載の条件を全て譲渡人に継承します。

土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積 (私有道路の面積)	摘要 (持ち分等)
			m ²	

必ず承諾者本人が署名又は記名及び押印をしたうえで、右上に承諾日を記載してください。
印鑑登録証明は必ず添付してください。ただし柵・取付管のみの工事では不要です。